



## 「反不正競争防止法」改正草案審議稿が公布

### 商業賄賂の関連条項が大幅修正

#### 一、背景

2016年2月25日、国務院法制弁公室は、『中華人民共和国反不正競争防止法（改正草案審議稿）』の公布に関する公開意見募集の通知を發布し、同時に「中華人民共和国反不正競争防止法（改正草案審議稿）」（以下「審議稿」といいます。）の全文を公表し、2016年3月25日まで社会に対して意見募集を行います。

「中華人民共和国反不正競争防止法」（以下「反不正競争防止法」といいます。）は、1993年に施行され、現在に至るまでいかなる修正もされていません。「反不正競争防止法」の施行以来、中国の経済市場環境は大きな変化が生じており、市場競争の程度と競争状況も市場環境に伴い広範囲に亘り、かつ、重大な変化が生じています。一方、現行の「反不正競争防止法」は明らかに経済発展の需要に合致しなくなっており、「反不正競争防止法」の改正は前後して第12期全国人民代表大会常務委員会における立法計画準備項目、国務院2014年立法業務計画研究項目及び2015年立法業務計画準備に列挙され、最終的に国家工商行政管理総局が「反不正競争防止法」の改正起草作業を行うことが決定し、法案の改正作業が正式に開始されました。

2014年、国家工商行政管理総局は、高等教育機関の専門家、法律実務に従事する弁護士及び一部の地方工商局からなる8つのタスクチームを組織し、「反不正競争防止法」改正における重要な問題について掘り下げて研究を行い、検討会及び座談会を数回開催し、各方面の意見を総合し現在の「審議稿」へと集約させました。

「審議稿」では現行の「反不正競争防止法」に対して大幅な修正を加えており、修正内容は現行ある「反不正競争防止法」33条のうち30条に及んでいます。弊所では「反不正競争防止法」の中にある商業賄賂部分の改正に関する検討作業に過去参加しており、商業賄賂案件の対応経験を踏まえ、「反不正競争防止法」商業賄賂部分の改正内容についてポイントを整理し以下のとおり分析を行いました。

#### 二、「反不正競争防止法」と「審議稿」における商業賄賂部分の主要内容の比較

番号	「反不正競争防止法」（1993年公布施行）	「改正草案審議稿」
1	第2条 事業者は、 <b>市場取引</b> の中で自由意思、平等、公平及び信義誠実の原則を遵守し、公に認められた商業道徳を遵守しなければならない	第2条 事業者は、 <b>経済活動</b> の中で自由意思、平等、公平及び信義誠実の原則を遵守し、公に認められた商業道徳を遵守しなければならない

	<p>い。</p> <p>この法律において「不正競争」とは、事業者がこの法律の規定に違反し、その他の事業者の適法な権益に損害を与え、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。</p> <p>この法律において「事業者」とは、商品の取扱又は営利性のサービス（以下「商品」とは、サービスを含む）に従事する法人、その他の経済組織及び個人をいう。</p>	<p>い。</p> <p>この法律において「不正競争」とは、事業者がこの法律の規定に違反し、その他の事業者又は消費者の適法な権益に損害を与え、社会経済秩序を攪乱させる行為をいう。</p> <p>この法律において「事業者」とは、商品の生産、取扱若しくはサービスの提供に従事又は参与（以下「商品」とは、サービスを含む）する自然人、法人及びその他の経済組織をいう。</p>
2	<p>第 8 条 事業者は、財物又はその他の手段を用いて賄賂を行うことにより、商品を販売し、又は購入してはならない。帳簿外で密かに相手側の単位又は個人に対してリベートを渡した場合には、贈賄として処罰する。相手側の単位又は個人が帳簿外で密かにリベートを収受した場合には、収賄として処罰する。</p> <p>事業者は、商品を販売し、又は購入する場合に、明示する方式により相手側に割引を与えることができ、仲介人にコミッションを与えることができる。事業者は、相手側に割引を与え、又は仲介人にコミッションを与える場合には、ありのままに記帳しなければならない。割引及びコミッションを収受する事業者は、ありのままに記帳しなければならない。</p>	<p><b>第 7 条 事業者は、次の各号に掲げる商業賄賂行為を実施してはならない。</b></p> <p><b>(1) 公共サービスにおいて、又は公共サービスにより当単位、部門又は個人の経済的利益を図ること。</b></p> <p><b>(2) 事業者間において契約及び会計証憑の中にありのままに記載せずに経済的利益を供与すること。</b></p> <p><b>(3) 取引に影響を及ぼす第三者に対する経済的利益の供与又は供与約束により、その他の事業者又は消費者の適法な権益に損害を与えること。</b></p> <p><b>「商業賄賂」とは、事業者が取引相手又は取引に影響を及ぼす第三者に対し、経済的利益を供与し、又は供与約束をし、事業者のために取引機会又は競争優位の獲得を図るようにさせるようこれらを仕向けることをいう。経済的利益の供与又は供与約束をした場合には、商業贈賄となり、経済的利益の収受又は収受に同意した場合には、商業収賄となる。</b></p> <p><b>従業員が商業賄賂を利用し事業者のために取引機会又は競争優位の獲得を図った場合には、事業者の行為と認定しなければならない。従業員が事業者の利益に違背して賄賂を収受したことを証明する証拠がある場合には、事業者の行為とはみなさない。</b></p>
3	<p>第 22 条 事業者が財物又はその他の手段を用いて贈賄を行い、商品を販売し、又は購入し、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、監督検査部門は、情状に基づき 1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。違法所得がある場合には、これを没収する。</p>	<p><b>第 20 条 事業者が第 7 条の規定に違反した場合には、監督検査部門は違法行為を停止するよう命じ、情状に応じて違法な売上高の 10 パーセント以上 30 パーセント以下の罰金を科さなければならない。犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及しなければならない。</b></p>

### 三、「審議稿」中の関連内容に対する弊所の理解

#### 1. 商業賄賂行為の再定義

「反不正競争防止法」では商業賄賂の概念を明確に定めておらず、国家工商行政管理総局が「反不正競争防止法」に基づいて制定・公布した「商業賄賂行為の禁止に関する暫定施行規定」（以下「暫定施行規定」といいます。）も贈賄の角度からのみ商業賄賂について定義を行い、更に「賄賂」という言葉を用いて「商業賄賂」の解釈をしており、同一の言葉が重複しているという問題があります。今回の「審議稿」では、「典型的な行為の列挙＋定義＋特殊規定」という方法によって全面的に、かつ、改めて商業賄賂行為の定義がされました。具体的な内容は次のとおりです。

(1)	「帳簿外で密かに」、「リベート」等による商業賄賂を説明する定義方法の放棄	近年、多くの商業賄賂の事例において、商業賄賂の手法が「大変多様化」しており、明示し、ありのまま帳簿に記帳する賄賂行為が絶えず出現しています。「帳簿外で密かに」、「明示し、ありのまま帳簿に記帳する」という方法から商業賄賂行為を判断するのでは、もはや現実の必要性を満たすのが困難であり、拡充性が欠如し、かつ、曖昧性を招きやすくなります。「反不正競争防止法」の条項にある特定の固定された表現は、実際のところ工商部門の法律執行に不利となるだけでなく、行政相手人（行政施策の対象となる者）による商業賄賂行為の実質把握を困難にしています。
(2)	収賄の主体を「取引の相手方」に限ることを止め、「取引に影響を及ぼす可能性のある第三者」も収賄の主体となる可能性あり	実際の商業賄賂案件では、贈賄の主体は取引の相手方に対する贈賄だけでなく、贈賄の主体が目的を達成するのを幫助する能力をもつ第三者に対する贈賄も考えられます。収賄の主体は往々にして取引に密接に関わり、かつ、取引に影響を及ぼす能力をもつ者であり、よくあるのは仲介機関、中間業者、政府関係部門の業務担当者等ですが、これら収賄の主体の本質的な特性は、「取引に影響を及ぼす可能性」という点に反映されています。そのため、取引の相手方が収賄の主体とすべきではないという制約条件になり得るか否か、「審議稿」では「取引に影響を及ぼす可能性のある第三者」という概念が導入されていますが、当該概念の範囲は非常に多岐に亘るため、注意が必要です。
(3)	贈賄主体の行為目的を「取引機会又は競争優位の獲得を図る」と明確化	「審議稿」は商業賄賂の目的を「商品を販売し、又は購入する」から「取引機会又は競争優位の獲得を図る」に修正し、商業賄賂に対する定義の完全性が強化されました。ただし、事業者の視点からすると、「取引機会の獲得を図る」及び「競争優位の獲得を図る」は市場競争のもとでは必然といえ、あらゆる市場の主体が取引機会と競争優位の獲得を図りながら生存を模索しています。そのため、「取引機会又は競争優位の獲得を図る」こと自体を単独で商業賄賂を法律面から判断する実質的な要素とすべきではありません。「反不正競争防止法」の違反、即ちその他の事業者又は消費者の適法な権益に損害を与え、市場秩序を攪乱した場合に限り「反不正競争防止法」の禁止行為に該当します。
(4)	「供与約束」、「收受の同意」も商業賄賂として認	賄賂には直接の供与・收受が含まれるだけでなく、供与・收受の約束も含まれます。このような立法主旨は「腐敗の防止に関す

	定される可能性あり	る国際連合条約」(以下「条約」といいます。)及び各国の立法にいずれも反映されています。「条約」における賄賂行為の構成には「供与を約束すること、提案をすること及び実際に渡すこと」という三種類の行為形態が含まれます。「審議稿」では商業賄賂行為の成立範囲が拡大し、未遂の基準が明確にされ、商業賄賂行為の取締りに有利となります。国際的にも一般的には当該基準が採用されており、例えば米国「連邦海外腐敗行為防止法」では、贈賄の提供又は約束をただで違法行為を構成し、贈賄目的の実現は考慮しません。
--	-----------	---

## 2. 従業員の収賄行為について事業者行為への自然帰属がなくなる

「暫定施行規定」第3条では、事業者の従業員が商業賄賂の手段を講じて事業のために商品の販売又は購買に係る行為は、事業者の行為と認定しなければならないと定めています。当該規定により、事業者の従業員が講じた商業賄賂の手段は事業者の行為とみなされます。

「審議稿」は一方で「暫定施行規定」を肯定し、「従業員が商業賄賂を利用し事業者のために取引機会又は競争優位の獲得を図った場合には、事業者の行為として認定しなければならない」と定めています。しかしながら、「従業員が事業者の利益に違背し賄賂を收受したことを証明する証拠がある場合には、事業者の行為とはみなさない」という特殊状況が追加されました。当該排他性をもつ規定により、事業者の商業収賄の責任範囲が狭まりました。ただし、「事業者の利益に違背」という定義は現状不明確です。コンプライアンス管理について厳格公正な事業者が商業賄賂を明確に禁じる行動規範を有しているにもかかわらず、従業員が行動規範を遵守していないという場合、「事業者の利益に違背」という認定が可能か否か、法律法規で更に明確にされることが望まれます。

## 3. 3つの典型的な商業賄賂行為

肯定できる点として、「審議稿」では3つの典型的な商業賄賂行為の規定は、商業賄賂行為自体に対する定義ではなく、商業賄賂行為が全て列挙されているわけでもなく、新しい市場環境における典型的な3つの行為についてのみ説明を加え、法規に対する一般的な理解を深めるための便宜が図られています。3つの典型的な商業賄賂は以下のとおりです。

- ① 公共サービスにおいて、又は公共サービスにより当該単位、部門又は個人の経済的利益を図ること。
- ② 事業者間において契約及び会計証憑の中にありのままに記載せずに経済的利益を供与すること。
- ③ 取引に影響を及ぼす第三者に対する経済的利益の供与又は供与約束により、その他の事業者又は消費者の適法な権益に損害を与えること。

## 4. 商業賄賂行為に対する処罰の強化

「反不正競争防止法」の内容と比較し、「審議稿」では商業賄賂に対する処罰が強化されています。主管機関には「違法行為の停止を命じる」権限があり、情状に応じて「違法な売上高の10パーセント以上30パーセント以下」の罰金を科す権限があり、「違法所得」という概念(違法所得の計算基準について多くの論議が実務では存在)は使用されなくな

り、「違法な売上高」を基準とし、罰金の最大上限額の設定もなくなりました。ただし、商業賄賂「未遂」の場合、罰金額をどのように確定するかについては、「反不正競争防止法」の正式法案にて明確にされることが望まれます。

#### 四、「審議稿」の正式な法律化には更なる時間が必要

「反不正競争防止法」は全国人民代表大会にて立法化される法律に該当します。「中華人民共和國立法法」の規定に基づくと、「反不正競争防止法」の「審議稿」は国務院へ報告され、国務院が検討して決定し、正式な法案となります。法案の正式な法律化には、「提案、審議、議決、公布」という法定手続を経る必要があります。過去にあったその他の法律の改正例からすると、「反不正競争防止法」の正式な改正・公布には更に1、2年の時間が必要になると予想されます。

本文に関する情報及び内容に関するご質問は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。 [info@shiminlaw.com](mailto:info@shiminlaw.com)

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。